

## 川崎市まちづくり局営繕事業における BIM 活用実施要領

### (目的)

第1条 本要領は、「官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン」（令和8年3月31日国営施第27号。以下「国ガイドライン」という。）及び「本市営繕業務における BIM データの作成及び利用」（以下「BIM 活用」という。）の目的、考え方、活用方法を示すことにより、本市営繕業務における円滑かつ効率的な BIM 活用に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本要領において使用する用語の定義は、次に掲げるものによるほか、国ガイドラインによる。

#### (1) BIM(Building Information Modelling)

コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するものをいう。

#### (2) BIM モデル

コンピュータ上に作成した3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等の建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルをいう。

#### (3) BIM データ

BIM モデルに加え、BIM 上での2次元による加筆（以下「2次元加筆」という。）も含めた全体の情報をいう。

#### (4) BIM ソフトウェア

総合（令和6年国土交通省告示8号別添一第1項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)に規定する「設計の種類」における「総合」をいう。以下同じ。）、構造、電気設備、機械設備等の分野の BIM モデルを作成するためのソフトウェアをいう。

#### (5) 詳細度

BIM モデルの活用の目的に応じた BIM モデルを構成する BIM の部品（以下「オブジェクト」という。）の形状情報及び属性情報の詳細度合いをいう。

#### (6) 干渉チェック

柱、梁、天井、ダクト、配管等の建築物を構成する部材（以下「建物部材」という。）等の重なり（干渉）を確認することをいう。

#### (7) 空間オブジェクト

床、壁、天井、仮想の区切り等に囲まれた3次元のオブジェクトをいう。

#### (8) EIR (Employer's Information Requirements) (発注者情報要件)

特定の設計業務又は工事において、発注者が示す BIM 活用に関する要件をいう。

#### (9) BEP (BIM Execution Plan) (BIM 実行計画書)

特定の設計業務又は工事において、受注者が作成する BIM 活用に関する実行計画書

をいう。

(10) 成果品

設計業務における成果物及び工事における完成時の提出資料をいう。

(11) BIM 伝達会議

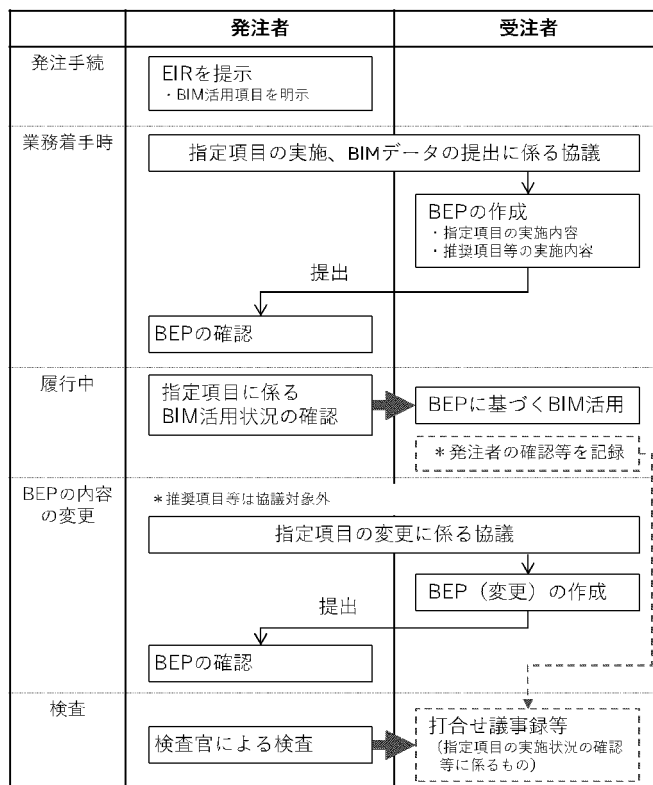
工事の着手段階において、発注者、設計業務受注者、工事受注者が出席し、施工段階における BIM 活用に向け、設計業務受注者から工事受注者に対して設計 BIM データ（第4条第2項第2号イに示す設計 BIM データをいう。）の説明を行う会議をいう。

(対象)

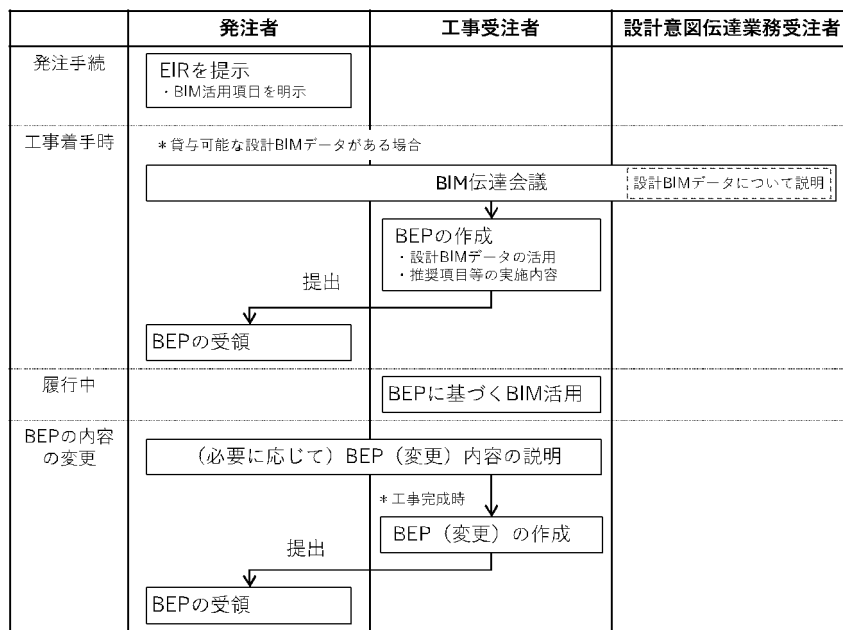
第3条 本要領の目的を踏まえ、川崎市まちづくり局が発注する設計業務委託（営繕業務）のうち、BIM 活用の効果が期待できる設計委託業務を試行対象とし、「発注者指定方式」、又は、契約後に受注者からの希望による「受注者希望型」で実施する。実施については、受発注者が協議により決定する。

(BIM 活用に係る手続等)

第4条 営繕業務における BIM 活用に係る手続等の流れは図1のとおりであり、これに従い、第2項から第5項までに掲げる手続等を実施する。



設計業務（指定項目の設定あり）



工事（推奨項目のみ設定）

図1 官庁営繕事業におけるBIM活用に係る手続等の流れ

## 2 協議に関する事項

- (1) 発注者と受注者は、協議に際して、仕様書等に **EIR** を添付し、**EIR** に基づく **BIM** 活用を条件とする旨を仕様書等に明示する。
- (2) 次のアからウまでに掲げる事項について整理のうえ、第4条に従い必要事項を **EIR** に明示する。

ア 設計業務及び工事の品質の確保及び事業の円滑化に資するものとして、発注者が **BIM** 活用の実施内容に係る受発注者間協議を行うことを指定する項目（以下「指定項目」という。）又は発注者が **BIM** 活用を推奨する項目（以下「推奨項目」という。）について **EIR** に明示する。その際、各事業の特性、各項目の **BIM** 活用の普及状況等を勘案して、**BIM** 活用を必須とすることが可能と考えられるものを指定項目とし、その他を推奨項目とする。

イ 延べ面積 3,000 ㎡以上の施設の場合、原則として、以下の①及び②を指定項目とし、③から⑦までに掲げる項目を推奨項目とする。延べ面積 3,000 ㎡未満の施設の場合は、原則として、以下の①～⑦に掲げる項目を推奨項目とする。

- ① 建築物の外観及び内観（一部）の提示
- ② 実施設計図書（一般図等）の作成
- ③ 設計条件等と設計図書の整合性の確認
- ④ 基本設計段階における設備計画の検討
- ⑤ 概算工事費の算出
- ⑥ 基本設計図書（一部）の作成

#### ⑦ 実施設計図書（詳細図等）の作成

ウ 設計業務において、発注者と設計業務の受注者の間で協議を行い、工事受注者への貸与について合意を得た上で提出を受けた BIM データ（以下「設計 BIM データ」という。）の中に、実施設計図書の作成に用いたものがある場合は、事業の特性、BIM データの内容等を勘案のうえ、施工段階において当該設計 BIM データを参考として活用可能とすることを検討する。検討の結果、活用可能とすることとした設計 BIM データについて、その貸与が可能である旨を工事の EIR に明示する。

- （３）指定項目の実施のために特に費用が発生する場合は、必要となる費用を計上する。
- （４）プロポーザル方式又は総合評価落札方式の技術提案において、BIM 活用に係る提案があった場合は、品質の確保・向上及び生産性向上に資するものであるかの観点から評価する。

### 3 設計業務又は工事の着手時に関する事項

- （１）指定項目を設定する場合、設計業務又は工事の着手に先立ち、発注者が提示する EIR に基づき、指定項目に係る BIM 活用の実施内容、BIM データの提出等について、受発注者間で協議を行う。
- （２）受注者は、次に掲げる項目について BIM 活用を行う場合、設計業務又は工事の着手に先立ち、該当する項目について記載した BEP を作成し、発注者に提出する。
  - ア 指定項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの
  - イ 推奨項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの
  - ウ 上記ア又はイいずれにも該当しない項目で、受注者が BIM 活用を行うもの
- （３）発注者は、受注者から提出された BEP の内容について、EIR に適合していることを確認し、受領する。
- （４）工事受注者に貸与が可能である設計 BIM データがある場合は、工事の契約締結後に BIM 伝達会議を開催し、設計者から工事受注者に対して、BIM データの作成範囲、データ構成等について説明する。
- （５）前号の説明を受けて、設計 BIM データのうち工事受注者が活用することとしたものを、発注者は工事受注者に貸与する。

### 4 受注者は、BEP に基づき BIM 活用を行う。

- （１）BEP において、設計業務又は工事の履行過程で、設計内容、施工方法等について BIM データにより確認を受けることとしている場合は、適切な時期に、受注者は BIM データを提示するとともに説明を行い、発注者はこれを確認する。また、指定項目に係る確認結果について、受注者は打合せ記録簿等に記録する。
- （２）EIR に適合する範囲で BEP に記載する内容を変更する必要がある場合、指定項目に関する変更については、その都度あらかじめ発注者と受注者の間で協議の上、受注者は変更した BEP を発注者に提出する。指定項目以外の項目に関する変更については、必要に応じて履行途中で発注者への説明を行いつつ、設計業務又は工事の完了時に変

更した BEP を提出する。

- 5 発注者は、検査において、指定項目の実施状況又は成果品が EIR に適合することを確認する。

(EIR の作成要領)

第 5 条 EIR には、設計業務又は工事における BIM 活用について、発注者が求める要件として、次の第 2 項から第 7 項までに掲げる事項等を記載する。また、工事受注者に貸与が可能である設計 BIM データがある場合は、工事の EIR に、次の第 7 項に掲げる事項についても記載する。

- 2 EIR が BIM 活用に際して発注者が求める要件を示すことを目的とすることを記載する。

- 3 BEP の提出等については、次に掲げる事項等について記載する。

- (1) 設計業務又は工事の着手に先立つ受発注者間の協議
- (2) 前号の協議を踏まえた BEP の提出
- (3) 次に例示する事項等について BEP への記載を求めるものとする。

ア 使用する BIM ソフトウェアの種類、バージョン

イ 発注者への BIM データの提示方法

ウ BIM 活用の項目及びその実施内容等に関する事項

エ 成果品として提出する BIM データ等に関する事項

- (4) 様式については、原則として任意とし、参考として様式例（別紙 1 ～ 3 の別紙）を示す。

- (5) BEP の変更手続

- 4 指定項目と推奨項目を区分して記載の上、各項目について次に掲げる事項について記載する。記載に当たっては、国ガイドライン 5. から 7. までは参考とする。また、指定項目又は推奨項目いずれにも該当しない項目についても、BIM 活用が可能であることを記載する。

- (1) BIM 活用により期待する効果が分かるよう、次に例示するものなど各項目の BIM 活用の目的を記載する。

ア 発注者等（発注者及び施設管理者をいう。）との合意形成の円滑化

イ 設計条件と設計内容の整合性、図面間の整合性の効率的な確認

ウ 施工計画等の効率的な検討

- (2) 前号に掲げる目的のために必要となる BIM データの作成、BIM データを利用した業務等の内容について記載する。また、必要に応じて、BIM モデルの作成範囲、属性情報の入力範囲等について記載する。なお、この際、目的に応じた適切な詳細度とし、過度な作り込みを求めるものとならないよう留意する。

- (3) 第 1 号に掲げる目的に対応して実施を求める時期を記載する。

- 5 指定項目を設定した設計業務又は工事で作成した BIM データ等を提出する場合の内容

を記載する。また、ファイル形式については、受注者が使用するソフトウェアを限定しないこと、発注者の ICT 環境とともに汎用性を考慮すること等に留意する。BIM データは、「BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）」（令和 4 年 3 月 25 日国営施第 17 号）に基づき提出することを記載する。

- 6 設計業務及び履行過程におけるデータの共有設計業務又は工事の履行過程において、発注者と受注者との間の BIM データの共有方法を指定する場合は、その方法を記載する
- 7 BIM データ作成上の留意事項等として、必要に応じ、次に例示するものなど留意事項を記載する。
  - (1) BIM データ内に、機密性の確保に支障をきたす情報並びに特定の製品及び製造所に係る情報が含まれないようにする。
  - (2) BIM データを用いて設計図書を作成する場合の図面表記の方法は、原則として「建築工事設計図書作成基準」及び「建築設備工事設計図書作成基準」によることとする。ただし、BIM データから 2 次元図面を作成する場合に、これらの基準を適用することが著しく合理的でない場合は、BIM データからの作成上合理的で、かつ適切に図面内容を伝達できる図面表記の方法について、発注者と協議する。また、参考となる資料がある場合は、資料名を記載する。
- 8 貸与可能な設計 BIM データがある場合は、その内容について記載するとともに、工事の契約締結後に BIM 伝達会議を開催することについて記載する。

#### 附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

別紙 1 設計業務 EIR 様式（指定項目を設定する場合）

【 】内は、各事業において設定し記載すること。

【●●設計業務】 EIR

1. 目的

本 EIR（発注者情報要件）は、【●●設計業務】における BIM 活用に際して発注者が求める要件を示すことを目的とする。

2. BEP（BIM 実行計画書）の提出等

(1) 受注者は、設計業務の着手に先立ち、本 EIR に基づき BEP を作成し、発注者へ提出すること。

(2) BEP には、以下に掲げる事項を記載すること。

- ①使用する BIM ソフトウェアの種類とバージョン
- ②発注者への BIM データ（BIM モデルに加え、BIM 上での 2 次元による加筆も含めた全体の情報をいう。）の提示方法（PC 等の持込み、ビューア、クラウド利用等）
- ③次に掲げる BIM 活用の項目の実施内容等に関する事項
  - ・ 3. (1) に掲げる指定項目
  - ・ 3. (2) に掲げる推奨項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの
  - ・ 3. (1) 又は (2) のいずれにも該当しない項目で、受注者が BIM 活用を行うもの
- ④成果品として提出する BIM データ等に関する事項

(3) BEP の書式は、原則として任意とする。参考として様式例を別紙に示す。

(4) 受注者は、BEP に記載する内容を変更する必要がある場合、指定項目に関する変更については、その都度あらかじめ発注者と受注者との間で協議の上、変更した BEP を発注者に提出する。指定項目以外の項目に関する変更については、必要に応じて履行途中で発注者への説明を行いつつ、設計業務の完了時に変更した BEP を発注者に提出する。

3. BIM 活用の項目及びその実施内容等

(1) 受注者は、下表に示す指定項目を実施する。項目における具体的な実施範囲及び実施内容については、受発注者間で協議する。（やむを得ない事情により実施が困難な場合を含む。）

| 項目 | 目的 | 実施内容                             | 実施時期 |
|----|----|----------------------------------|------|
|    |    | （必要に応じ、BIM モデルの詳細度の目安（別表 1）を示す。） |      |
|    |    |                                  |      |

- (2) 受注者は、下表に示す推奨項目について、**BIM** 活用を行うことができる。(受注者の任意で実施するものとし、必要な費用が発生する場合は受注者の負担とする。)

| 項目 | 目的 | 実施内容 | 実施時期 |
|----|----|------|------|
|    |    |      |      |
|    |    |      |      |

- (3) 受注者は、指定項目又は推奨項目いずれにも該当しない項目についても、**BIM** 活用を行うことができる。(受注者の任意で実施するものとし、必要な費用が発生する場合は受注者の負担とする。)

#### 4. 提出する **BIM** データ等

第2項第1号の協議により提出する **BIM** データについては、「**BIM** 適用事業における成果品作成の手引き（案）」（令和4年版）による。

(1)**BIM** データ 提出する **BIM** データの名称及びファイル形式を **BEP** に記載する。

(2)設計 **BIM** データ説明資料 提出する **BIM** データに関する次に示す内容を記載した設計 **BIM** データ説明資料を作成する。参考として様式令を別紙(2)に示す。

ア **BIM** モデルと連動しない箇所

イ **CAD** による図面修正箇所

ウ モデリング・入力ルールに関する資料

#### 5. データの共有

業務履行途中における **BIM** データ等の共有は求めない。ただし、ビューア等を用いて、発注者に対する設計内容の説明等をクラウド等の共有環境で行う場合は、発注者と協議する。

#### 6. その他

##### (1) **BIM** データ作成上の留意事項

- ・ 成果品として提出する **BIM** データ内に、機密性の確保に支障をきたす情報並びに特定の製品及び製造所に係る情報が含まれないようにする。
- ・ **BIM** データを用いて設計図書を作成する場合の図面表記の方法は、原則として「建築工事設計図書作成基準」及び「建築設備工事設計図書作成基準」によることとする。ただし、これらの基準を適用することが著しく合理的でない場合は、**BIM** データからの作成上合理的で、かつ適切に図面内容を伝達できる図面表記の方法について、発注者と協議する。

##### (2) 指定項目の **BIM** 活用の実施内容の確認

- ・ **BEP** において、指定項目について、設計業務の履行過程で、**BIM** データを提示することにより、**BIM** 活用の実施内容の確認を受けることとしている場合は、適切な時期に、**BIM** データを提示し、説明を行い、発注者の確認をうける。また、当該項目に係る確認結果について、打合せ記録簿等に記録する。

(3) 参考資料

- ・ 官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン（令和 8 年 3 月 31 日付国営施第 27 号）
- ・ 官庁営繕事業における BIM 活用実施要領（令和 8 年 3 月 31 日付国営施第 28 号）
- ・ 建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第 2 版）（令和 4 年 3 月建築 BIM 推進会議）
- ・ 設計 BIM ワークフローガイドライン建築設計三会（第 1 版）（令和 3 年 10 月建築設計三会設計 BIM ワークフロー検討会）
- ・ 建築物の設計における成果図書の作成を目的とした BIM データ入力の方法建築設計三会（第 1 版）（令和 8 年 3 月）

別表 1 BIM モデルの詳細度の目安

|     |          |                                    | 実施設計段階 |      |      |
|-----|----------|------------------------------------|--------|------|------|
|     |          |                                    | 担<br>当 | 形状情報 | 属性情報 |
| 総合  |          |                                    |        |      |      |
| BIM | 空間<br>要素 | 空間（室、通路、ホール<br>等）                  | A      |      |      |
|     | 意匠<br>要素 | 基準線、地盤面、寸法線                        | A      |      |      |
|     |          | 構造体（意匠柱、梁、床<br>（スラブ）、耐力壁）          | A      |      |      |
|     |          | 構造体に含まれない壁                         | A      |      |      |
|     |          | 屋根、ひさし、バルコニ<br>ー                   | A      |      |      |
|     |          | 階段                                 | A      |      |      |
|     |          | EV シャフト                            | A      |      |      |
|     |          | 外装                                 | A      |      |      |
|     |          | 外部建具                               | A      |      |      |
|     |          | 内部建具（一部）                           | A      |      |      |
|     |          | 天井（一部）                             | A      |      |      |
|     |          | 敷地の工作物等（主要な<br>歩道、車道、駐車場、工<br>作物等） | A      |      |      |
| 構造  |          |                                    |        |      |      |
| BIM | 構造<br>要素 | 構造体（柱、梁、スラ<br>ブ、基礎、耐力壁、プレ<br>ース等）  | S      |      |      |

注）・担当欄の凡例は次のとおり。

A：総合、S：構造、E：電気設備、M：機械設備

・「設計 BIM ワークフローガイドライン 建築設計三会（第 1 版）」をもとに作成している。

|      |        |                               | 実施設計段階 |      |      |
|------|--------|-------------------------------|--------|------|------|
|      |        |                               | 担当     | 形状情報 | 属性情報 |
| 電気設備 |        |                               |        |      |      |
| BIM  | 空間要素   | 空間要素                          | —      |      |      |
|      | 電気設備要素 | 機器・盤類                         | E      |      |      |
|      |        | 幹線（ケーブルラック、干渉チェックに必要な範囲の配管）   | E      |      |      |
| 機械設備 |        |                               |        |      |      |
| BIM  | 空間要素   | 空間要素                          | —      |      |      |
|      | 機械設備要素 | 機器                            | M      |      |      |
|      |        | ダクト（干渉チェックに必要な範囲、フランジ・保温等を除く） | M      |      |      |
|      |        | 配管（干渉チェックに必要な範囲、フランジ・保温等を除く）  | M      |      |      |

別紙（１）

【●●設計業務】BEP

1. 使用する BIM ソフトウェアの種類、バージョン

| ソフトウェアの種類 | ソフトウェアのバージョン | 使用範囲・使用内容 |
|-----------|--------------|-----------|
|           |              |           |
|           |              |           |
|           |              |           |
|           |              |           |
|           |              |           |

2. 発注者への BIM データの提示方法

|  |
|--|
|  |
|--|

3. BIM 活用の項目及びその実施内容等

3-1. EIR 3. (1) に掲げる指定項目

| 項目 | 実施内容                       | 実施時期 |
|----|----------------------------|------|
|    | (必要に応じ、BIM モデルの詳細度を別表に示す。) |      |
|    |                            |      |

3-2. EIR 3. (2) に掲げる推奨項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの

| 項目 | 実施内容 | 実施時期 |
|----|------|------|
|    |      |      |
|    |      |      |

3-3. 3-1.又は 3-2.のいずれにも該当しない項目で、受注者が BIM 活用を行うもの

| 項目 | 実施内容 | 実施時期 |
|----|------|------|
|    |      |      |
|    |      |      |

(受発注者間の協議のうえ、BIM データを提出することとなった場合、以下を記載)

4 提出する BIM データ等 (EIR 4. に係る事項)

| 提出する BIM データ等 | ファイル形式 |
|---------------|--------|
|               |        |
|               |        |

別表 BIMモデルの詳細度

|     |      |                            | 実施設計段階 |      |      |
|-----|------|----------------------------|--------|------|------|
|     |      |                            | 担当     | 形状情報 | 属性情報 |
| 総合  |      |                            |        |      |      |
| BIM | 空間要素 | 空間（室、通路、ホール等）              | A      |      |      |
|     | 意匠要素 | 基準線、地盤面、寸法線                | A      |      |      |
|     |      | 構造体（意匠柱、梁、床（スラブ）、耐力壁）      | A      |      |      |
|     |      | 構造体に含まれない壁                 | A      |      |      |
|     |      | 屋根、ひさし、バルコニー               | A      |      |      |
|     |      | 階段                         | A      |      |      |
|     |      | EV シャフト                    | A      |      |      |
|     |      | 外装                         | A      |      |      |
|     |      | 外部建具                       | A      |      |      |
|     |      | 内部建具（一部）                   | A      |      |      |
|     |      | 天井（一部）                     | A      |      |      |
|     |      | 敷地の工作物等（主要な歩道、車道、駐車場、工作物等） | A      |      |      |
| 構造  |      |                            |        |      |      |
| BIM | 構造要素 | 構造体（柱、梁、スラブ、基礎、耐力壁、ブレース等）  | S      |      |      |

注）担当欄の凡例は次のとおり。

A：総合、S：構造、E：電気設備、M：機械設備

|      |        |                               | 実施設計段階 |      |      |
|------|--------|-------------------------------|--------|------|------|
|      |        |                               | 担当     | 形状情報 | 属性情報 |
| 電気設備 |        |                               |        |      |      |
| BIM  | 空間要素   | 空間要素                          | —      |      |      |
|      | 電気設備要素 | 機器・盤類                         | E      |      |      |
|      |        | 幹線（ケーブルラック、干渉チェックに必要な範囲の配管）   | E      |      |      |
| 機械設備 |        |                               |        |      |      |
| BIM  | 空間要素   | 空間要素                          | —      |      |      |
|      | 機械設備要素 | 機器                            | M      |      |      |
|      |        | ダクト（干渉チェックに必要な範囲、フランジ・保温等を除く） | M      |      |      |
|      |        | 配管（干渉チェックに必要な範囲、フランジ・保温等を除く）  | M      |      |      |

別紙（２） 設計 BIM データ説明資料（例）

BIM モデルと連動しない箇所等

| 分野   | BIM を用いて作成した図面の名称 | BIM モデルと連動しない箇所 | CAD による図面修正箇所 |
|------|-------------------|-----------------|---------------|
| 総合   |                   |                 |               |
| 構造   |                   |                 |               |
| 電気設備 |                   |                 |               |
| 機械設備 |                   |                 |               |

モデリング・入力ルール

| 項目             | 記載内容                                                               |
|----------------|--------------------------------------------------------------------|
| 基準点            | 配置基準点、建物基準点、高さ方向基準点、建物方向                                           |
| リンクファイル        | 建築・構造・設備などのファイル構成                                                  |
| 作業分担の設定        | 作業領域の区分                                                            |
| グループ           | モデルグループの使用箇所、命名規則                                                  |
| ビュー構成・命名規則     | ビューとシートの構成、命名規則（管理番号）                                              |
| オブジェクトタイプ・命名規則 | オブジェクトタイプの構成、命名規則                                                  |
| 線種             | 線種・線の太さの設定、命名規則                                                    |
| ハッチング種類        | ハッチングの種類、命名規則                                                      |
| 切断プロファイル       | 切断プロファイル使用箇所                                                       |
| その他モデル作成のルール   | 意匠上重要な視点からのパースや、納まりスケッチ等、設計意図伝達のためのビュー設定について<br>幅木や廻り縁の入力の有無、壁厚の表現 |

注）「設計 BIM ワークフローガイドライン 建築設計三会（第 1 版）」をもとに作成している。

別紙2 設計業務 EIR 様式（推奨項目のみを設定する場合）

【 】内は、各事業において設定し記載すること。

【●●設計業務】EIR

1. 目的

本 EIR（発注者情報要件）は、【●●設計業務】における BIM 活用に際して発注者が求める要件を示すことを目的とする。

2. BEP（BIM 実行計画書）の提出等

(1) 受注者は、BIM 活用を行う場合、設計業務の着手に先立ち、受注者の負担により本 EIR に基づき BEP を作成し、発注者へ提出すること。

(2) BEP には、以下に掲げる事項を記載すること。

①使用する BIM ソフトウェアの種類とバージョン

②発注者への BIM データ（BIM モデルに加え、BIM 上での 2 次元による加筆も含めた全体の情報をいう。）の提示方法（PC 等の持込み、ビューア、クラウド利用等）

③次に掲げる BIM 活用の項目の実施内容等に関する事項

・ 3. (1) に掲げる推奨項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの

・ 3. (1) に該当しない項目で、受注者が BIM 活用を行うもの

(3) BEP の書式は、原則として任意とする。参考として様式例を別紙に示す。

(4) 受注者は、BEP に記載する内容を変更する必要がある場合、必要に応じて履行途中で発注者への説明を行いつつ、設計業務の完了時に変更した BEP を発注者に提出する。

3. BIM 活用の項目及びその実施内容等

(1) 受注者は、下表に示す推奨項目について、BIM 活用を行うことができる。（受注者の任意で実施するものとし、必要な費用が発生する場合は受注者の負担とする。）

| 項目 | 目的 | 実施内容 | 実施時期 |
|----|----|------|------|
|    |    |      |      |
|    |    |      |      |

(2) 受注者は、推奨項目に該当しない項目についても、BIM 活用を行うことができる。（受注者の任意で実施するものとし、必要な費用が発生する場合は受注者の負担とする。）

4. 成果品として提出する BIM データ

本業務において BIM データの提出は求めない。

5. データの共有

業務履行途中における BIM データ等の共有は求めない。ただし、ビューア等を用いて、発注者に対する設計内容等の確認をクラウド等の共有環境で行う場合は、発注者と協議する。

## 6. その他

### (1) 参考資料

- ・ 官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン（令和 8 年 3 月 31 日付国営施第 27 号）
- ・ 官庁営繕事業における BIM 活用実施要領（令和 8 年 3 月 31 日付国営施第 28 号）
- ・ 建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第 2 版）（令和 4 年 3 月建築 BIM 推進会議）
- ・ 設計 BIM ワークフローガイドライン建築設計三会（第 1 版）（令和 3 年 10 月建築設計三会設計 BIM ワークフロー検討会）
- ・ 建築物の設計における成果図書の作成を目的とした BIM データ入力の方法建築設計三会（第 1 版）（令和 8 年 3 月）

別紙

【●●設計業務】BEP

1. 使用する BIM ソフトウェアの種類、バージョン

| ソフトウェアの種類 | ソフトウェアのバージョン | 使用範囲・使用内容 |
|-----------|--------------|-----------|
|           |              |           |
|           |              |           |
|           |              |           |
|           |              |           |
|           |              |           |

2. 発注者への BIM データの提示方法

|  |
|--|
|  |
|--|

3. BIM 活用の項目及びその実施内容等

3-1. EIR 3. (1) に掲げる推奨項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの

| 項目 | 実施内容 | 実施時期 |
|----|------|------|
|    |      |      |
|    |      |      |

3-2. 3-1.に該当しない項目で、受注者が BIM 活用を行うもの

| 項目 | 実施内容 | 実施時期 |
|----|------|------|
|    |      |      |
|    |      |      |

### 別紙3 工事 EIR 様式

- ・【 】内は、各事業において設定し記載すること。
- ・(注) は、削除して使用すること。
- ・工事において指定項目を設定する場合には、別紙1を参考に必要事項を記載すること。

#### 【●●工事】 EIR

##### 1. 目的

本 EIR（発注者情報要件）は、【●●工事】における BIM 活用に際して発注者が求める要件を示すことを目的とする。

##### 2. BEP（BIM 実行計画書）の提出等

(1) 受注者は、BIM 活用を行う場合、工事の着手に先立ち、受注者の負担により本 EIR に基づき BEP を作成し、発注者へ提出すること。

(2) BEP には、以下に掲げる事項を記載すること。

①使用する BIM ソフトウェアの種類とバージョン

②発注者への BIM データ（BIM モデルに加え、BIM 上での 2 次元による加筆も含めた全体の情報をいう。）の提示方法（PC 等の持込み、ビューア、クラウド利用等）

③次に掲げる BIM 活用の項目の実施内容等に関する事項

- ・ 3. (1) に掲げる推奨項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの
- ・ 3. (1) に該当しない項目で、受注者が BIM 活用を行うもの

(3) BEP の書式は、原則として任意とする。参考として様式例を別紙に示す。

(4) 受注者は、BEP に記載する内容を変更する必要がある場合、必要に応じて履行途中で発注者への説明を行いつつ、工事の完了時に変更した BEP を発注者に提出する。

(注) 工事受注者に貸与が可能である設計 BIM データがある場合には、(5) を記載すること。「○○」には、当該 BIM データの内容を記載すること。（例：実施設計図書（一般図等）の作成に用いたもの）

【(5) 発注者は、設計業務成果品の設計 BIM データ（○○）について説明する BIM 伝達会議を開催し、受注者が活用することとした設計業務成果品の設計 BIM データを貸与する。この場合、受注者は、設計業務成果品の設計 BIM データを活用して行う BIM 活用の項目を BEP に記載する。】

##### 3. BIM 活用の項目及びその実施内容等

(1) 受注者は、下表に示す推奨項目について、BIM 活用を行うことができる。（受注者の任意で実施することとし、このために必要な費用が発生する場合、受注者の負担による。）

| 項目 | 目的 | 実施内容 | 実施時期 |
|----|----|------|------|
|    |    |      |      |
|    |    |      |      |

(2) 受注者は、推奨項目に該当しない項目についても、BIM 活用を行うことができる。  
 (受注者の任意で実施することとし、このために必要な費用が発生する場合、受注者の負担による。)

#### 4. 成果品として提出する BIM データ

本工事において BIM データの提出は求めない。

#### 5. データの共有

工事中における BIM データ等の共有は求めない。ただし、ビューア等を用いて、発注者に対する施工計画等の確認をクラウド等の共有環境で行う場合は、発注者と協議する。

#### 6. その他

##### (1) 参考資料

- ・官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン（令和 8 年 3 月 31 日付国営施第 27 号）
- ・官庁営繕事業における BIM 活用実施要領(令和 8 年 3 月 31 日付国営施第 28 号))
- ・ 建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第 2 版）（令和 4 年 3 月建築 BIM 推進会議）
- ・ 施工 BIM のスタイル（令和 3 年 3 月一般社団法人日本建設業連合会）
- ・ 施工 BIM の活用ガイド（令和 4 年 12 月一般社団法人日本建設業連合会）
- ・ 設計 BIM ワークフローガイドライン建築設計三会（第 1 版）（令和 3 年 10 月建築設計三会設計 BIM ワークフロー検討会）

別紙

【●●工事】BEP

1. 使用する BIM ソフトウェアの種類、バージョン

| ソフトウェアの種類 | ソフトウェアのバージョン | 使用範囲・使用内容 |
|-----------|--------------|-----------|
|           |              |           |
|           |              |           |
|           |              |           |
|           |              |           |
|           |              |           |

2. 発注者への BIM データの提示方法

|  |
|--|
|  |
|--|

3. BIM 活用の項目及びその実施内容等

3-1. EIR 3. (1) に掲げる推奨項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの

| 項目 | 実施内容 | 実施時期 |
|----|------|------|
|    |      |      |
|    |      |      |

3-2. 3-1.に該当しない項目で、受注者が BIM 活用を行うもの

| 項目 | 実施内容 | 実施時期 |
|----|------|------|
|    |      |      |
|    |      |      |